

2025 年 4 月 1 日

公的研究費の管理・監査および研究活動における不正行為への対応等について

和歌山信愛大学

本学では、平成 26 年 2 月 18 日に改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）に基づき、規程等を整備し、下記の通り公表いたします。

— 記 —

1. 機関内の責任体系

本学における公的研究費の運営・管理に関わる者の責任と権限は、次のとおりです。

最高管理責任者【職名：理事長】

本学院全体を統括し、大学内の競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。

※和歌山信愛大学 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程（以下「規程」）第 4 条より

統括管理責任者【職名：学長・副学長】

最高管理責任者（理事長）を補佐し、競争的資金等の運営・管理について本学全体を総括する実質的な責任と権限を持つ

※規程第 5 条より

コンプライアンス推進責任者【研究倫理委員会委員長、学部長、事務長】

不正防止を図るためコンプライアンス教育、研究倫理教育を実施し、管理監督する

※規程第 7 条より

2. 通報 相談 告発 受付窓口

本学では、本学内外からの告発等を受け付ける窓口を設置しています。また、本学における公的研究費の使用に関する制度、ルール及び事務処理手続き等について、本学内外から相談を受ける窓口も設置しています。不正に係る情報が、窓口の担当者から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制をとっています。特定不正行為に関する告発を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受ける窓口も以下のとおりです。

受付窓口 研究協力担当
電話 073-488-6228 (1104)
ファクシミリ 073-488-6260
e-mail-アドレス [tuho\(at\) wsu.ac.jp](mailto:tuho@wsu.ac.jp)
※規程 9 条

3. 関係諸規程等

下記 URL にて公開しています。

https://www.wsu.ac.jp/about/information_disclosure/

(告発等を受付ける際の留意事項)

告発等を受付ける際には、

- ・ 告発は原則顕名（告発者の氏名・連絡先）※規程第 9 条 2 項
- ・ 不正を行ったとする研究者・グループ
- ・ 不正行為や不正使用・受給の態様（内容や年度等を含む）、
- ・ 不正行為とする科学的根拠あるいは不正使用・受給とする根拠
- ・ 使用された競争的研究費

等について確認させていただくとともに、調査にあたって告発者に協力を求める場合があります。

※匿名による告発等を妨げるものではありませんが、規程第 9 条 3 項により 匿名による告発については、必要と認める場合には、これを受け付ける場合があります。

以上